

平成22年7月20日  
労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課化学物質評価室  
(担当・内線) 室長 島田和彦(5508)  
室長補佐 長山隆志(5511)  
化学物質情報管理官  
寺島友子(5518)  
(電話・代表) 03(5253)1111  
(夜間直通) 03(3502)6756

## 平成 21 年度化学物質のリスク評価検討会報告書の 公表について

～詳細リスク評価により酸化プロピレンなど4物質で高いリスク、

健康障害防止措置を検討～

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、国は有識者からなる「化学物質のリスク評価検討会」(座長:名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授)を開き、「発がん性がある」または「発がん性が疑われる」有害化学物質のリスク評価を行っています。

平成21年度はアクリル酸エチルなど14物質が評価対象で、詳細リスク評価を行った7物質のうち①酸化プロピレン、②1,4-ジクロロ-2-ブテン、③ジメチルヒドラジン、④1,3-プロパンスルトンで再び高いリスクが認められたため「健康障害防止措置を検討すべき」などとする報告書を取りまとめました。

報告書を踏まえ、厚生労働省は本年 9 月までに、健康障害防止措置検討会(厚生労働省労働基準局長が参集を委嘱した化学物質管理、労働衛生管理などの専門家からなる検討会)等で具体的な措置を検討していく予定です。

また、初期リスク評価を行った7物質のうち①インジウム及びその化合物、②エチルベンゼン、③コバルト及びその化合物(塩化コバルト及び硫酸コバルトを除く。)、④酢酸ビニル、⑤1,2-ジブromoエタンの5物質で高いリスクが認められ、「さらに詳細なリスク評価が必要」とされました。平成22年度に詳細リスク評価を行って健康障害発生のリスクが高い作業を明らかにし、リスク低減措置を検討することにしています。

なお、これらの化学物質によるばく露を減らすため、健康障害防止措置や詳細リスク評価の結果を待つことなく、関係事業者には適切な管理を行うよう行政指導する予定です。

この検討会の報告書は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#roudou>)

初期リスク評価:実態調査で把握したばく露レベルと、ばく露限界値等との比較によるリスク評価

詳細リスク評価:初期リスク評価で、高いばく露が確認された物質に対し、リスク低減措置の導入等を行うための、より精緻なリスク評価